

特別企画：北陸 3 県最低賃金改定に関する企業の意識調査

消費回復に効果はないと判断、半数を超える ～最低賃金改定、消費回復には不十分と認識～

はじめに

2016 年 10 月 1 日から 20 日にかけて最低賃金が改定された。2016 年度の最低賃金の改定は、政府の「ニッポン一億総活躍プラン」や「経済財政運営と改革の基本方針 2016」（骨太の方針）、「日本再興戦略 2016」などを踏まえ、最低賃金が時給で決まるようになった 2002 年度以降で最高額の引き上げとなり、すべての都道府県で 700 円を上回ることとなった。そのため、収入増加による消費活性化などが期待される一方で、人件費上昇による企業収益の悪化などが懸念されている。¹

そこで、帝国データバンクは、最低賃金の引き上げに関する企業の見解について調査を実施した。なお、本調査は、TDB 景気動向調査 2016 年 9 月調査とともにを行った。

※調査期間は 2016 年 9 月 15 日～9 月 30 日、調査対象は北陸 3 県 712 社（全国 2 万 3,710 社）で、有効回答企業数は 320 社（回答率 44.9%）、全国 1 万 292 社（同 43.4%）。

※本調査における詳細データは景気動向調査専用 HP（<http://www.tdb-di.com/>）に掲載している。

調査結果（要旨）

1. 最低賃金の改定を受けて給与体系を「見直した（検討している）」企業は 36.3%となり、特に非正社員を多く抱える『運輸・倉庫』『製造』で 4 割を超えた。他方、「見直していない（検討していない）」企業は 48.4%となった。県別では、『富山』（31.0%）、『石川』（41.9%）、『福井』（35.0%）と『石川』のみが 4 割を上回った
2. 従業員を実際に採用するときの最も低い時給は、全国平均で約 958 円。最低賃金（823 円）を 135 円上回る。『富山』902 円、『石川』889 円、『福井』882 円となったが、最低賃金との差額に大きな格差はなかった
3. 今回の引き上げ額について、「妥当」と考える企業が 37.2%で最多。「妥当」は「高い」（13.1%）、「低い」（16.9%）を大きく上回り、総じて企業側に受け入れられている様子がうかがえる
4. 自社の業績に対する影響では、「影響はない」が 55.3%で最多。「プラスの影響がある」は 1.9%にとどまった一方、「マイナスの影響がある」は 22.5%と 2 割を超えた
5. 今後の消費回復への効果について、「ある」と考える企業は 10.0%にとどまる一方、「ない」は 50.6%と半数を超えており消費回復に対しては懐疑的な見方をする企業が多数を占める

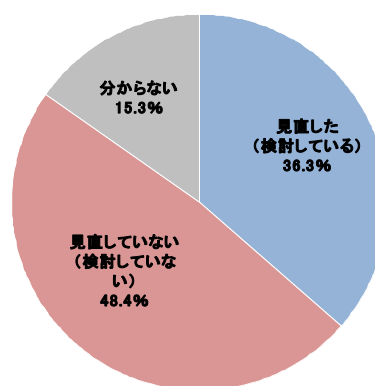
1 最低賃金制度とは、国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金以上の賃金を労働者に支払わなければならないとされている制度。改定後の最低賃金は全国平均で 25 円引き上げられ、地域別では都道府県ごとに 21～25 円引き上げられ時給 714～932 円となる（産業別最低賃金等は別途定められる）。

1. 企業の3社に1社が給与体系を「見直し」

最低賃金の改定を受けて、自社の給与体系について見直しの有無を尋ねたところ、「見直していない（検討していない）」企業が48.4%となった²。他方、「見直した（検討している）」企業は36.3%で3社に1社が見直しを実施または検討していた。約半数の企業は給与体系に変更を加えていないものの、最低賃金の改定への対応として給与体系を見直した企業も多くみられており、最低賃金が比較することの可能な2002年以降で最大の上げ幅となった影響が如実に表れる結果となった。

給与体系を「見直した（検討している）」とした企業を業界別にみると、『農・林・水産』が50.0%、『製造』が44.6%となった。非正社員の雇用割合が高く、最低賃金の引き上げが直接的に給与体系の見直しにつながっている様子がうかがえる。一方、『金融』は25.0%にとどまるなど、業界間で大きく対応が異なった。見直した企業を

■給与体系見直しの有無 県



注：母数は有効回答企業320社

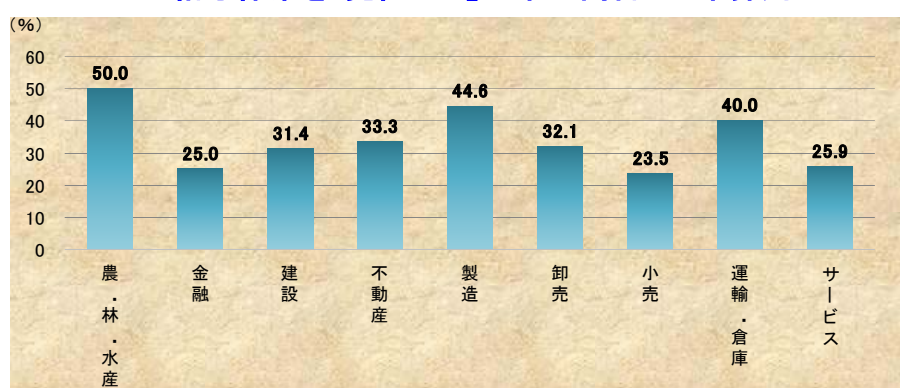
別にみると、『石川』（41.9%）が最も高く、次いで『福井』（35.0%）、『富山』（31.0%）となり、県別での格差がみられる結果となった。ただ、『富山』は以前から最低賃金が3県内で最も高かったことも影響したことが考えられる。

給与体系を見直した理由について、企業からは「求人募集の際賃金が低いため応募がなく、賃金を見直しを図った」（機械器具卸売業、富山県）や「パートタイマーのベースを上げないと定着しない。」（飲食料品製造、富山

■給与体系を「見直した」企業の割合 ～業界別

県）、「非正規従業員で最低賃金を下回る者がいるため」（飲食品小売、石川県）といった声があがっており、最低賃金での採用の有無にかかわらず、人事評価も含めた給与体系の見直しを行うなど、

人手不足が強まるなか最低賃金改定は人材確保に影響を与えている様子がうかがえる。



² 給与体系の見直しについて、正社員、非正社員（パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託など）の雇用形態は問わず、回答を求めた。

2. 従業員採用時の最も低い時給の全国平均は 958 円、最低賃金を 135 円上回る

従業員を実際に採用するときの最も低い時給を尋ねたところ、全体平均は約 958 円となり、改定後の最低賃金の全体平均 823 円を 135 円上回る金額となった³。

都道府県別で比較すると、改定された最低賃金と採用時の平均時給の差額が最大だったのは『東京都』で、差額は+165 円（採用時最低時給約 1,097 円）となった。以下、『島根県』（+162 円、同 880 円）や『沖縄県』（+161 円、同 875 円）が続く、西日本を中心に最低賃金と採用時の最低時給の差額が大きくなっている。また、両者間の乖離率をみると 7 県が 2 割以上となったものの、東日本では原発事故からの復旧が続く『福島県』が乖離率 21.5%と高水準となった。

北陸 3 県では、最低賃金は『富山県』が 770 円と最も高かった。ただ、採用時最低賃金も同様に高いため、差額、乖離率に大きな差はなかった。全国的には制度として定められている最低賃金と、採用時の最も低い時給の実態との間で乖離がみられ、とりわけ地域間の格差が顕著に表れる結果となった。

■最低賃金と採用時最低時給～都道府県別～

(単位:円、%)

都道府県	2016年度 最低賃金 時間額	採用時 最低時給	差額	乖離率 (%)	都道府県	2016年度 最低賃金 時間額	採用時 最低時給	差額	乖離率 (%)
北海道	786	896	110	14.0	滋賀	788	936	148	18.8
青森	716	808	92	12.8	京都	831	958	127	15.3
岩手	716	832	116	16.2	大阪	883	988	105	11.9
宮城	748	882	134	17.9	兵庫	819	949	130	15.9
秋田	716	814	98	13.7	奈良	762	895	133	17.5
山形	717	851	134	18.7	和歌山	753	859	106	14.1
福島	726	882	156	21.5	鳥取	715	841	126	17.6
茨城	771	894	123	16.0	島根	718	880	162	22.6
栃木	775	921	146	18.8	岡山	757	907	150	19.8
群馬	759	885	126	16.6	広島	793	908	115	14.5
埼玉	845	953	108	12.8	山口	753	881	128	17.0
千葉	842	971	129	15.3	徳島	716	848	132	18.4
東京	932	1,097	165	17.7	香川	742	886	144	19.4
神奈川	930	1,045	115	12.4	愛媛	717	850	133	18.5
新潟	753	876	123	16.3	高知	715	862	147	20.6
富山	770	902	132	17.1	福岡	765	921	156	20.4
石川	757	889	132	17.4	佐賀	715	834	119	16.6
福井	754	882	128	17.0	長崎	715	858	143	20.0
山梨	759	893	134	17.7	熊本	715	826	111	15.5
長野	770	895	125	16.2	大分	715	839	124	17.3
岐阜	776	893	117	15.1	宮崎	714	807	93	13.0
静岡	807	915	108	13.4	鹿児島	715	874	159	22.2
愛知	845	972	127	15.0	沖縄	714	875	161	22.5
三重	795	939	144	18.1	全体	823	958	135	16.4

注1: 2016年度最低賃金時間額は、「地域別最低賃金、産業別最低賃金」(厚生労働省ホームページ)

注2: 採用時最低時給は、小数点第1位を四捨五入したもの

注3: 乖離率は、2016年度最低賃金時間額と比べた採用時最低時給の乖離率

注4: 集計可能な企業を対象に算出

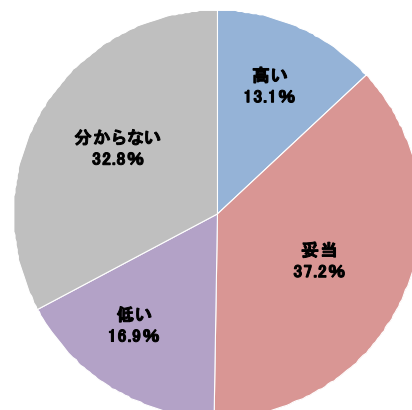
注5: 母数は有効回答企業1万292社

3 従業員を採用するときの最も低い時給として、次の条件で回答を求めた。(1) 正社員、非正社員(パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託など)の雇用形態は問わない、(2) 日給、週給、月給などの場合、時給に換算する。

3. 引き上げ額、「妥当」と考える企業が 37.2%で最多

北陸 3 県では、今回の最低賃金の引き上げ額は労働者やその家族が最低限度の生活を維持していくうえで、妥当と思うか尋ねたところ、「妥当」と回答した企業が 37.2%と、「低い」（16.9%）を 20.3 ポイント上回った。「高い」は 13.1%にとどまっており、人件費の増加要因となる改定にもかかわらず、今回の最低賃金の引き上げ額は総じて受け入れられている様子が見えてくる。

■引き上げ額の妥当性



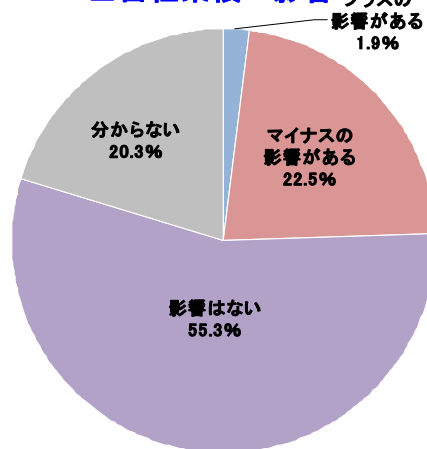
注：母数は有効回答企業320社

4. 業績への影響、企業の 22.5%が「マイナスの影響」と認識

今回の最低賃金の引き上げで、自社の業績にどのような影響があるか尋ねたところ、「影響はない」と回答した企業が 55.3%で最多となった。他方、「プラスの影響がある」は 1.9%にとどまったのに対し、「マイナスの影響がある」は 22.5%と 2 割を超えており、最低賃金引き上げが自社の業績に与える影響を懸念する企業が見られた。

また、自社業績への影響と引き上げ額の妥当性の関連をみると、引き上げ額が「高い」と感じている企業ほど自社業績に「マイナス」と捉える傾向がある。

■自社業績へ影響



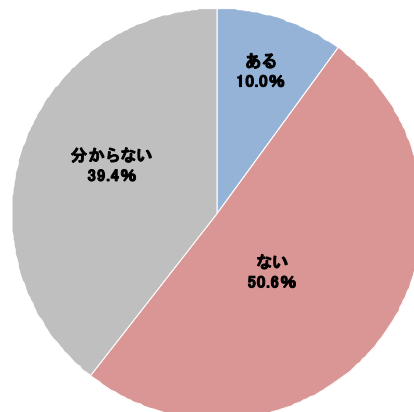
注：母数は有効回答企業320社

5 消費回復への効果、半数を超える企業で懐疑的

今回の最低賃金の引き上げは、今後の消費回復に効果があるか尋ねたところ、「ある」と回答した企業は 10.0%だった一方、「ない」は 50.6%と半数を超えた。最低賃金の引き上げが、消費の回復に結びつくか懐疑的に考えている企業が多数を占める結果となった。

企業からは、「最低賃金を引き上げることと、総人件費の上昇は別問題。企業は総人件費の抑制策を講じることになるのでは？」（専門商品小売、石川県）や「正社員から比べて低す

■今後の消費回復への効果



注：母数は有効回答企業320社

ぎる。もっと上げないと、消費に結びつかない」（機械製造、富山県）、「高齢化、職員不足により人材確保が難しい状況の中で、最低賃金程度ではだれも見向きもしない」（建設、福井県）といった、最低賃金の設定額が低すぎることなどの意見も多くみられた。

まとめ

2016 年度の最低賃金改定は 10 月 1 日から中旬にかけて全国で実施されたが、今回の引き上げ額は 2002 年度以降で過去最大となった。また、個人消費の弱含みが続くなかで、賃金の上昇は消費改善の基盤となることが期待される。

本調査によると、今回の改定を受けて北陸 3 県、全国ともに 3 割を超える企業が給与体系の見直しを実施（検討含む）していた。また、最低賃金の引き上げが自社の業績に「マイナスの影響がある」と考えている企業は 2 割を超えているものの、「影響はない」と考える企業が 5 割を超えていることから、今回の改定での企業側からみた影響は小さいと思われる。ただ、「最低賃金の基準は必要だが、労働者側目線ですので、経営側の努力は並大抵ではない」（鉄鋼製造、富山県）などコスト負担を危惧する意見もみられる。北陸 3 県での従業員を採用する際の最低時給は、最低賃金を平均して 131 円上回っているものの、全国平均が 135 円上回っていることと比較すればまだ地域間格差が認められる。労働者からみた形で改善が進むことは多少なりとも個人消費回復に寄与することは考えられるが、コスト負担増加に対する企業の懸念を払しょくする対策も同時に投入される必要がある。

【 内容に関する問い合わせ先 】

(株) 帝国データバンク 金沢支店

担当：寺口 明良 TEL 076-263-4321

当リリース資料の詳細なデータは景気動向調査専用 HP (<http://www.tdb-di.com>) をご参照下さい。

リリース資料以外の集計・分析については、お問い合わせ下さい（一部有料の場合もございます）。

当レポートの著作権は株式会社帝国データバンクに帰属します。

当レポートはプレスリリース用資料として作成しております。報道目的以外の利用につきましては、著作権法の範囲内でご利用いただき、私的利用を超えた複製および転載を固く禁じます。